

## 第2回「宇都宮市児童相談所のあり方検討懇談会」議事録

1. 日 時 令和5年12月26日（火） 午後7時00分～午後8時20分

2. 場 所 宇都宮市役所14階 14A会議室

3. 議 事 「児童相談所の基本理念等について」

4. 出席者（委員：7名，事務局：10名，計：17名）

### 【委 員】

大竹智委員，飯村文俊委員，山形崇倫委員，福田雅章委員，稲葉幸嗣委員，  
鈴木朱美委員 岸本俊彦委員代理 別井則崇様

### 【事務局】

〔子ども部〕 高野部長，田邊次長

〔子ども政策課〕 西山課長，近藤課長補佐，若井係長，佐藤総括，増山主事

〔子ども支援課〕 富山課長，伊澤補佐，加藤補佐

5. 公開・非公開の別 公開

6. 記者・傍聴者数 0名

発言者	内 容
事務局	<p>1 開会 会議の公開について決定</p> <p>2 議事 「児童相談所の基本理念等について」</p> <p>(事務局説明)</p>
会長	質問・意見等はあるか。
委員	<p>この議論の前に、複合化するとなるとそれなりの施設規模となるが、そういった場所が実際にあるのか。複合化された方が市民にとって便利になると思うが、土地の広さによっては、複合できる施設の規模感がある程度決まってしまう、妥協せざるを得ないことも考えられる。具体的な土地は決まっているのか。</p>
事務局	<p>おっしゃる通り、児童相談所と同じ場所に、あらゆる機能があった方が市民にとって利便性が向上すると考える。しかしながら、土地の面積などの制約もあるため、複合化することにより、効果が最大化されるものの優先順位を整理していきたいと考えている。</p>
委員	<p>一時保護所を併設することについては、特に異論はない。しかしながら、県の機能を奪ってしまい、県の機能が弱体化することが懸念される。現在、県が受け入れている児童が、宇都宮市に移った結果、どのような運用になりそうかといったシミュレーションができてしているのか。</p>
事務局	<p>宇都宮市に子どもが移った際、県側がどうなるかといったシミュレーションか。</p>
委員	<p>現在、県の一時保護所にはどれくらいの子どもの保護されており、市が独自に設置した際、どの程度の子どもの市で保護されることになるのか。また、市で受け入れることにより、県の受け入れ数が少なくなり、それによって何か機能が弱体化するのではないかという危惧もある。そういった情報を県から入手し、シミュレーションをかけることはできるのか。</p>
事務局	<p>実態として、県が一時保護している子どもは、宇都宮市内の子どもが多い状況である。宇都宮市が独自に一時保護所を設置することにより、県の</p>

	<p>一時保護所の状況が緩和されることが想定される。県の一時保護において、宇都宮市の子どもがどの程度保護されており、宇都宮市の一時的保護所に移った結果、県において運用上どのような変化があるかといったシミュレーションはできていない。ご指摘を踏まえ、今後、シミュレーションなどを進めていきたい。</p>
委員	<p>一時保護所を併設することは、子どものケースワークをする上では理解できる。しかしながら、県は、中央児童相談所に一時保護所があるという面で、栃木県全体で一つの一時的保護所という形で運用していることから、場所が特定されにくいと考える。宇都宮市において、児童相談所に一時保護所が併設された際、一時保護所がここにあるということが、多くの市民が分かる状況になる。そのことに対する策を事前に考えていた方が良いでしょう。虐待などにより子どもを保護された保護者の中には、大騒ぎする方もいらっしゃるかもしれない。そういったことから、特定された場所で保護することについて、どのように対策するかということは、非常に重要なことだと思う。昔は、よほどのことがなければ保護されなかったが、近年は、安全確保の観点から、保護は急激に増加しているため、一時保護所の機能は非常に重要になってくる。どの程度の規模の一時的保護所を想定しているのか分からないが、我々の感覚だと、困難なケースは一時的保護所で対応してもらわなければならない。行き先がなかなか決まらないような子どもも多くいるため、どのように対応していくのが重要である。</p>
事務局	<p>県においても、児童相談所と同じ敷地内に併設しているところであり、県と意見交換を行いながら、対応策について、市として検討させていただく。</p>
委員	<p>複合施設について、児童相談所と一時保護所であれば良いが、複合施設化するという事は、こども家庭センターなどが入り、様々な人が集まることになる。子育てに悩まれている方も普通に入ってくるため、在宅支援と虐待対応が同じ場所で行われることになる。支援として繋がることは非常に重要なことだと思うが、同じ場所で、それが同時進行していくということについては、様々な対策が必要であると感じる。</p>
事務局	<p>複合化したとしても、物理的に入口を分けるなどの対策は、最低限、必要であると認識している。その他にも配慮しなければならないことはあると認識しており、他市の取り組み状況などを把握しながら、検討を進めていく。</p>

委員	<p>県や市の一時保護所が定員に達した際、それぞれが連携していくということか。</p>
事務局	<p>現在はそのように考えている。</p>
委員	<p>一時保護所について、教育を受ける機会をどう確保していくかといった課題がよく話に出てくる。一時保護所においても、子どもが教育を受ける機会を確保するためには、ある程度の規模感があつた方が実現しやすいという面があると思う。</p>
事務局	<p>国からも、学習支援に関する職員の配置が求められているところである。一時保護された子どもについても、そういった面で不利益が生じないように、規模感の検討と併せて、今後、職員体制の検討において、学習の機会の確保についても手厚い体制となるようにしていきたいと考えている。</p>
委員	<p>保護される子どもは、年齢も学習レベルもバラバラであり、一度に対応するのは難しいのではないか。個別に対応しなければならないと思うが、いかがか。</p>
委員	<p>私が運営する施設も保護機能を持っているが、施設から学校に通わせている。現状だと、西那須野の方に3名ぐらい通わせており、実は、小さな施設だからこそできることであると考えます。一時保護については、家庭や地域、学校からも離されてしまうことが大きな問題となっており、子どもの喪失感が非常に問題視されている。しかしながら、一時保護の最大の問題は、子どもの情報が漏れていってしまうところであると考えます。例えば、高校生の女の子が一時保護された際に、スマートフォンが取り上げられると、それによって保護を拒否するといったケースがある。都市部の一時保護所だと、一定の制約をつけて子どもにスマートフォンを持たせている。そうなった際の懸念として、一緒に保護されている子どもたちの情報が漏れていくという大きな問題があり、子どもの権利擁護と、他の子どもの個人情報天秤の状態になっていく。子どもの権利を守ろうと言う人たちの声は大きくなっているが、実際の現場においては、その運用が非常に難しくなっている。個人情報が漏れないよう、同じ中学校から2人は同じ保護所に入れないなどといった運用もある。それだけ、保護施設においては、子どもの情報を守っている。</p>
委員	<p>集約より、いくつか分散しても良いのか。</p>

委員	<p>それも大変である。職員が分散すると、お金もかかってしまう。ある程度の規模で運用していくということも仕方ないことであるが、子どもの教育を受ける権利との兼ね合いは非常に重要である。</p>
会長	<p>今の問題でいうと、中野区では、支援員を区に要請し、登下校を支援するというような取組を行っている。そういったことや、先ほどあったスマートフォンの問題など、先行事例を参考にしてもらうのも良いと思う。また、過去のケースになるが、母親の病院の付き添いにより、施設に入所できない子どもがいた際、その病院の近くに住む里親に預けることがあった。その里親は65歳を過ぎており、預けられる子どもとは年齢が離れていたが、育て上げるわけではなく、一時的に、転校せずに預かってもらえたため、措置を行った。昔、里親の里は1里だと言われていたということもあり、小学校区や中学校区に1家庭程度、里親登録がある状態にし、ケースによっては、その里親に措置することも考えていけたら良いだろう。市で作ることから、地域や住民に働きかけ、地域の力を活用しながら運用していくことも重要な視点であると考えます。市で実施する強みについても、考えていただきたい。</p>
委員	<p>学校に通わせるときの安全の確保という点で、学校に送り届けるまでの間は大丈夫だが、親が学校へ訪問・侵入してしまう懸念がある。送迎を行っている子どもについては、そういった心配がないケースなのか。</p>
委員	<p>そのとおりであり、学校に通わせていることは、親にも伝えている。子どもを通わせるケースは、親がギブアップし、家から離してほしいというケースが大半であり、親とのトラブルで引き離れたケースについては、基本的に通学はさせていない。</p>
委員	<p>学校は転校させるのか。</p>
委員	<p>措置が決まるまでは、元の学校に通わせる。</p>
委員	<p>宇都宮市は学校数も多いため、大変になることが想定されるだろう。</p>
委員	<p>複合施設化については、そもそもその機能が、現在、市にあるのか県にあるのかが分からない。既存のものを移そうとしているのか、新しく作って、そこに入れ込もうとしているのかが分からない。</p>

事務局	スライドの28ページに、県の中央児童相談所と連携している機能を記載させていただいたところであり、これらが市の機能である。市が児童相談所を設置した際に、こういった機能と複合化することで、より効果が高まるかといった優先順位を考えながら整理していく。
委員	子ども発達センターは、療育も行っているのか。
事務局	おっしゃるとおり。
委員	そういった機能を移すことも考えているのか。
事務局	現状としては、考え得る選択肢を俎上にあげた状態である。
委員	例えば、市役所にある課が児童相談所に移ってしまう場合と、本庁舎に残って連携するのとでは、どちらがやりやすいのだろうか。
事務局	基本的に、市民の情報については本庁舎で集約できており、支援に当たっては、複数課の手続きが必要になることもあるため、そういった市民の利便性を考えると、本庁舎にある機能を児童相談所に移すということは、利便性の低下が懸念される。また、児童相談所については、限定的な相談や情報だけを取り扱うのではなく、幅広く、子どもや子育てに関する相談を受け付けられるような複合施設といったものが適切であると考えている。
委員	課としても機能を分ける可能性があるのか。
事務局	場合によっては、そういった可能性もある。
会長	市民にとっては、そこに行けば、全ての問題が解決するような、ワンストップの視点も重要である。また、虐待関係を取り扱っていると、DVの問題も多く絡んでくるため、児童相談所とDVに関する情報共有や、教育分野などとの連携も考えられる。他都市では、同じ建物内に教育委員会を置いているところもあり、そこでは、教育委員会との連携が図りやすくなっていると伺っている。虐待通告があった際に、同じフロアに教育委員会があることで、その学校がどうなっているのかといった状況が、迅速に把握できる。組織を一つにすることはできないが、同じフロアで顔が知れていることにより、情報がすぐに共有できるということは、様々なやり取りをする上では重要なことであると考えている。離れている場所に急に電話をか

	けるより、同じ建物内ですぐに話し合いができる状況が整っていることで、そのケースに対する情報共有の迅速性は上がるだろう。
事務局	おっしゃるとおり、通告や相談があった際には、児童相談所の職員だけではなく、教育委員会や他の関連部署の職員と一緒に、相談対応や家庭訪問をすることがある。ご指摘いただいたとおり、そういったメリットも含め、広く検討していく必要があると考えている。
会長	加えて、母子保健とも情報共有できると良いだろう。
委員	実際に、教育委員会と児童相談所の機能が一体化しているような実例があるのか。
会長	一体ではない。組織を一緒にできないため、同じ建物内に各機能を入れている。それによって、情報共有が迅速に行える。
委員	教育委員会はある程度の規模であると思うが、取り込めるのか。
事務局	金沢市では、児童相談所と同じ建物内に教育センターの機能を置いている。宇都宮市においても、教育センターなどとの連携は重要になるため、どのようなやり方があるか検討する。組織そのものを動かすだけでなく、教育センターの職員を児童相談所に配置するなどといった運用も考えられるため、どこまで複合化が可能か、また、どういった効果が見込まれるかなども踏まえ、検討していきたい。
会長	今後、先行市に対し、複合化に係るメリットやデメリットなどについて、ヒアリングにより情報収集していただき、宇都宮市として、スペースの関係や費用のことも含め、何が良いのかを検討し、提案していただきたい。
事務局	複合化が考えられる施設は複数あるが、具体的にどれを複合化していくかについての優位性の検討については、基本計画策定の中で検討する予定としており、ご指摘いただいたとおり、他都市の事例も詳細に把握しながら検討を進め、必要に応じて報告させていただく。
委員	要保護児童の福祉について、過疎地は、子どもの減少に伴い、児童養護施設への入所者数が減っている。一方で、東京を中心とした首都圏は保護が増えており、対応に苦慮していると聞いている。宇都宮市はどうかと考えた際、東京に近いからか、非常に増えていると感じる。そのような

	<p>状況の中、どの都市を参考にするかということは非常に重要であり、宇都宮市の状況と近いようなところを参考にしなければならないと考える。もう一点、現状、宇都宮市では母子でお預かりできる場所はあるのか。近年、母子の預かりに関するニーズが高まっており、そういった場所についても、検討していただきたいと思う。母子に関する支援は、虐待防止の観点からも非常に重要であると考えている。</p>
事務局	<p>現在、制度がない状況であるが、今後、検討していきたい。</p>
委員	<p>宇都宮市の児童養護施設は一杯いっぱい状況で運用しているが、乳児院においては、余裕がある状態になりつつある。例えば、済生会の乳児院も子どもが少なくなってきたため、そういった乳児院の機能をどう活かすかなども検討していただきたい。赤ちゃんの一時保護もケースとして出てくるため、乳児院との連携は不可欠となるだろう。</p>
会長	<p>乳児院自体が医療的機関であり、里親への措置が難しい子どもが、チームの中で養育される。また、母子支援やフォスターリングセンターによる里親支援など、今後、乳幼児の総合的な支援が実施されていく。母子生活支援施設もあるが、乳児院において、子どもと母親と一緒に生活させながら、両方サポートしていくといったような施設が構想されている。</p>
委員	<p>在宅での支援が推奨されている中、児童育成支援拠点事業や親子関係形成支援事業が来年から制度化されるため、強化が図られるだろう。それに加えて、児相相談所があるという形になると、在宅での支援が充実してくる。子どもは減っているが、虐待は増えているため、本市においても体制の強化は必要となる。</p>
委員	<p>数字だけで言えば、栃木県も宇都宮市も過去最高を更新している。虐待と要保護を合わせると、今年は、62人を身柄付きで通告している。これは、11月末の数字であり、12月を含めれば、70人程度の子どもを警察から通告していることになる。それ以外に、児童相談所独自で一時保護したり、また、医療施設からの通告に基づいて一時保護を行ったりすることもあるため、一時保護所の開設に当たっては、そのボリューム感も加味していただいた上で、規模の設定が必要になってくると思う。以前もお話しさせていただいたが、宇都宮市役所には、出向という形で配属されている警察官もいるため、その部分も含めて、ご検討いただきたい。カウンターパートとして、人身安全少年課の対応となる出向の警察官がいれば、話も早いと思う。基本的にこども家庭庁からは、全県で情報の共有を行う</p>



	<p>ことと示されており，県と警察は情報を共有しているところである。宇都宮市が独自に設置する際には，警察との情報共有についても，何らかの形で取り決めが必要になってくる。</p>
委員	<p>児童相談所では，虐待の子どもも保護するが，触法少年も保護されることがあり，今は県が対応しているが，市で独自に設置した際には，どのような分担になるのか。それを含めて市で受けるのか，そういった機能は県に残すのか。本質が違うものになるので，市で全て受け入れることが望ましいことなのか，他の児童相談所でもそのような運用なのかということは，検討していただきたい。</p>
事務局	<p>承知した。</p>
委員	<p>コロナ渦で少年事件は減少し，鑑別所に少年が入ってこない状況がしばらく続いている。ここ数ヶ月は，数人入っていると聞いているが，家庭裁判所の少年事件の機能もだいぶ弱体化してきており，少年事件担当の調査官が少なくなったという。喜連川の少年院も作り替えたが，定員の3分の1程度であると聞いている。国の職員だが，子どもに関わっている人に余裕がある状況となっている。難しいとは思いますが，そういった施設と人材交流などをしながら，足りないところを補充しあうことで，より良くなるのではないかと考える。</p>
会長	<p>県との関わりをどうしていくのかというところは，市としても整理していただきたい。</p>
事務局	<p>承知した。</p>
委員	<p>虐待と虞犯は一緒に保護する。最近だと，東横キッズの問題もあり，虐待案件ではないが，警察で補導され，身柄付きで児相相談所に通告される子どももいる。そういった子どもは逃げ出す可能性があり，戦々恐々としながら保護している状況である。</p>
委員	<p>最近，家族でケアをしている子どもが増えていると聞くが，そういった子どもは，児童相談所で対応することになるのか。</p>
事務局	<p>ヤングケアラーであれば，現在，子ども支援課で対応している。</p>

委員	<p>子どもを救うというより、家族の面倒も含めて支援していくことになるのか。</p>
事務局	<p>トータル的なケースワークになってくる。</p>
委員	<p>どうしようもなくなった際には、子どもを家庭から引き離して、児童相談所に繋ぐといったこともあるのか。</p>
事務局	<p>背景にネグレクトがある方が非常に多い。すぐ引き離すというよりは、学校に繋ぐなどの対応を行っている。また、介護事業者においても、背景にある家族も見られるよう、支援が強化されており、そういったところからサービスに繋げていく形でサポートしている。子ども自体が、ケアしていることで自分に対して充足感を得られる場合もあるため、心のサポートも含め、全体的に支援している。</p>
委員	<p>子どもは、家族のために相当我慢している。それが、子どものためになっていくのかが重要であると思う。もう一点、21ページの寄り添い型の支援と公権力を伴う介入について、組織を区分し、役割に応じて体制を構築することは、非常に難しいことだと思う。他自治体でも行っているとのことだが、職員の一体感も必要な中、切り離しは難しいと感じた。</p>
委員	<p>児童相談所自体がサポートも行っているほか、児童心理司が支援を行うこともある。対立関係にあるわけではない。</p>
委員	<p>児童相談所や市役所のキーパーソンとなって支援する人が、ある程度早い段階、虐待が重篤化する前からしっかりと関わっていると、児童相談所が介入して引き離し、元々関わっていた人が支援していくことができる。しかし、発見が遅れたり、親の困り感に対して市役所がフォローしていなかったりすると、突然、虐待で児童相談所が引き離すことになり、児童相談所の職員に対する抵抗感が非常に大きくなる。そこが重要な課題であり、できるだけ早い段階で寄り添い型の支援を行うことが重要となる。虐待があってから寄り添うのではなく、家庭の困り、その保護者の困り感に対して、早い段階で支援しなければこの構図はうまくいかない。重篤化してから児童相談所が介入して子どもを引き離してしまうと、保護者は、突然、自分が虐待している扱いにされたように感じてしまう。公権力が入る前に、支援を行うことが重要であり、一体的に実施する必要があるだろう。</p>

会長	宇都宮市としては、児童相談所だけでなく、こども家庭センターにもしっかりと力を入れて、両輪で実施していかなければならない。
委員	複合化に関して、小児科の開業医の視点から、例えば、幼い子どもの養育などは、こども家庭センターや子ども発達センターが、小学生になると教育センターが、その上になると、また窓口が変わってくる。窓口がたくさんあると分かりにくいという市民の声も多いと思う。金沢や横須賀のような、子ども相談センターのようなものがあり、子どものことはそこに行けば繋がるというような作り方をすると、市民の利便性は高まるかもしれない。医者からしても、どこに繋がれば良いか分からない際に、どんなことでも相談できる窓口があると便利だと思う。もう一点、一時保護された子どもの教育について、オンラインで授業を受けられるといったシステムがあっても良いと思う。そういったことも視野に入れておくと、協力してくれる学校がオンライン授業をしていただければ、その子に合ったレベルで学習できると感じた。
会長	いくつか課題があったが、事務局にはこれらを十分に検討し、今後、その検討内容について報告していただきたい。
会長	他に、質問・意見等はないか。
各委員	(質問・意見等なし)
	3 その他
会長	質問・意見等はあるか。
各委員	(質問・意見等なし)
	4 閉会
事務局	以上で、第2回「宇都宮市児童相談所のあり方検討懇談会」を閉会する。
	以上